法人税額調整減算額	中小企業者等以外の法人((別表六(十一)「15」＋「20」)＋別表六(十二)「15」＋(別表六(十三)「14」＋「19」)＋(別表六(十四)「16」＋「21」)＋(別表六(二十一)「14」＋「19」)＋(別表六(二十二)「15」＋「20」)＋(別表六(二十六)「20」＋「25」)＋別表六(二十七)「10」)
	中小企業者等(別表六(七)「16」＋別表六(八)「8」＋別表六(九)「10」＋(別表六(十一)「15」＋「20」)＋別表六(十二)「15」＋(別表六(十三)「14」＋「19」)＋(別表六(十四)「16」＋「21」)＋別表六(十七)「16」＋別表六(十八)「16」＋(別表六(十九)「12」＋「36」＋「46」)＋(別表六(二十一)「14」＋「19」)＋(別表六(二十二)「15」＋「20」)＋別表六(二十三)「38」＋別表六(二十四)「19」＋別表六(二十五)「20」＋(別表六(二十六)「20」＋「25」)＋別表六(二十七)「10」)

を

法人税額調整減算額	中小企業者等以外の法人((別表六(十三)「15」＋「20」)＋別表六(十四)「15」＋(別表六(十五)「14」＋「19」)＋(別表六(十六)「16」＋「21」)＋(別表六(二十三)「14」＋「19」)＋(別表六(二十四)「15」＋「20」)＋(別表六(二十八)「20」＋「25」)＋別表六(二十九)「11」)
	中小企業者等(別表六(九)「18」＋別表六(十)「9」＋別表六(十一)「10」＋(別表六(十三)「15」＋「20」)＋別表六(十四)「15」＋(別表六(十五)「14」＋「19」)＋(別表六(十六)「16」＋「21」)＋別表六(十九)「17」＋別表六(二十)「16」＋(別表六(二十一)「18」＋「28」)＋(別表六(二十三)「14」＋「19」)＋(別表六(二十四)「15」＋「20」)＋別表六(二十五)「22」＋別表六(二十六)「19」＋別表六(二十七)「20」＋(別表六(二十八)「20」＋「25」)＋別表六(二十九)「11」)

を

法人税額調整加算額(別表一「7」＋別表六(三十)「31」)	

に改め、同表の記載要領第11号(1)中「「法人税額調整加算額((別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(三十)「31」)」」を「「法人税額調整加算額(別表一「7」＋別表六(三十)「31」)」」に改め、同表の記載要領第11号(12)を削り、「別表一(一)「10」」を「別表一「10」」に改め、「、別表一(二)「8」の外書の金額、別表一(三)「8」の外書の金額」を削り、「同表「32」」を「同表「29」」に改め、同号中「第42条の4第3項」を「第42条の4第4項」に、「である」を「(平成31年4月1日前に開始した事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第8項第6号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は同項第7号に規定する農業協同組合等）である」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十九)及び別表六(十九)付表を削る。

別表六(十八)の表中

調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	

を

調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の三「2」)	

に、

調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑬」)	

を

調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「7の⑱」)	

に、

人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑰」)	

を

前法人税額超過構成額(別表六(六)「7の⑮」)	

に改め、同表を別表六(十一)とし、同表の次に次の一表を加える。